

- 訪日外国人旅行者は、平成28年においても増加している(平成28年1月～8月について対前年同月比+24.7%(推計値))。
- このため、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応することを目的として、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域について、平成29年3月末まで設定できることとする。

## 制度概要

- ① 対象事業者 → 日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- ② 営業区域 → (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。  
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。
- ③ 対象旅客 → 訪日外国人旅行者
- ④ 期間 → 平成29年3月末まで

